

既存建物の旅館業への用途変更について

- 1 旅館に変更する部分が 200 m²を超えるものは用途変更の建築確認申請が必要です。建築審査課または指定確認検査機関に申請してください。
- 2 旅館に変更する部分が 200 m²以下の場合は、建築基準法関係規定等に適合しているか建築審査課で確認しますので、必要書類を持参し建築審査課にご相談ください。（建築基準法第 12 条第 5 項に基づく建築確認記載事項変更届が必要になります。）

【必要書類】

- ①既存建物の検査済証
- ②既存建物の確認申請図書（案内図、配置図、各階平面図、立面図（2 面以上）、断面図、電気設備図、給排水設備図、空気調和換気設備図、求積図等）
- ③営業施設の平面図、電気設備図等